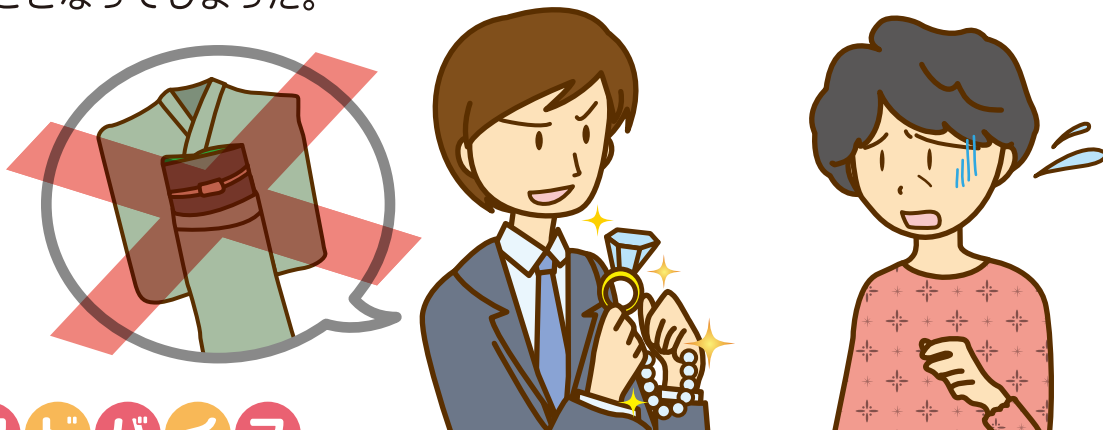


訪問買取りにまつわるトラブル

相談事例

「府の公安委員会から古物商許可を得ている業者です。着物など不要なものがあれば買い取りに行きます。」と電話がかかってきた。訪れた業者に着物を見せると、「これではお金にならないので買い取れない。無料で査定をするのでアクセサリを出すように。」と言われ、結果、売る気のなかった指輪とネックレスを売ることとなってしまった。



アドバイス

訪問買取業者に貴金属などを売る場合、

- ・相場よりかなり安く買い取られることがあります。
- ・売ってしまった品は、買い戻せないことがほとんどです。
- ・売り主側の本人確認のため、免許証や健康保険証の提示を求められます。
- ・古物商許可は営業の信用性まで保証するものではありません。

★売る気がないときは、はっきり断り、自宅に訪問を受けても玄関を開けないようにしましょう。

ポイント

- ぎょうしゅうぎゅうぎょうしやしょう
- 1 行商従業者証などの携帯を確認しましょう。
不用品や貴金属などの古物の買取には都道府県公安委員会の古物商許可が必要で、訪問の際は、「許可証」または「行商従業者証」を携帯する義務があります。
 - 2 買取内容や査定額の控えを受け取りましょう。
何をいくらで買い取ってもらったのか、はっきりと記載のある書面の交付を求めましょう。また、訪問買取業者や担当者の連絡先などを確認しておきましょう。

困ったときは消費生活総合センターにご相談ください